

弘前市



空き家・空き地 利活用事業費補助金



弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金概要

1. 制度の概要

空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き家・空き地・解体更地渡しの土地の購入、空き家の賃借、空き家の解体、動産の廃棄に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。(先着順)

2. 補助対象物件

以下の要件を満たす、弘前圏域空き家・空き地バンクに登録された弘前市内の物件

1. 空き家（建築後 25 年以上が経過し、空き家となってから 90 日以上経過した住宅。**解体する場合は、バンクに登録後 6 か月以上経過したもの。**）

※子育て世帯・移住者は建築後 25 年未満の物件を補助対象物件にできます。

2. 空き地
3. 解体更地渡しの土地（空き家を解体して更地で引き渡す土地）

3. 補助対象者

1. 空き家を購入する人
2. 空き地又は解体更地渡しの土地を購入し、その土地に住宅を新築する人
3. 移住者で、空き家を賃借する人
4. 所有する空き家を解体する人
5. 所有する空き家にある動産を廃棄する人

※移住者とは、補助金を申請する時点で、1 年以上弘前市外の市区町村に住民登録をしている人（当該住民登録の期間に引き続いて弘前市に住民登録をしてから 3 年以内の者を含む。）をいいます。

4. 補助金交付の条件

1. 市に納付すべき市県民税等を滞納していないこと
2. 購入する物件に 3 年以上、賃貸する物件に 1 年以上居住する意思のあること
3. 空き家・空き地・解体更地渡しの土地を購入、賃借する人は、所有者の親族でないこと
4. 空き家を解体する人は、解体後の土地を購入する人の親族でないこと
5. 動産の廃棄をする人は物件を購入する又は賃借する人の親族でないこと
6. 転居することにより、自己又は親族が所有する家屋・土地が空き家又は空き地とならないこと
7. 弘前圏域空き家・空き地バンク制度により、売買契約または賃貸借契約が成立する見込みとなった物件（**空き家の解体を行う場合を除く。**）であること（**補助金の交付決定前に契約を締結したものは、補助対象外となります。**）
8. 空き地・解体更地渡しの土地への新築、又は空き家の解体及び動産の廃棄を行う場合、発注する業者は市内に本店を有する業者であること

※上記のほかにも条件がありますので、詳しくは弘前市建設部建築指導課にお問い合わせください。

5. 補助の対象となる経費

1. 空き家の購入費用
2. 空き地・解体更地渡しの土地の購入費用
3. 空き家の賃借料
4. 空き家の解体費用
5. 空き家にある動産（一般廃棄物）の廃棄費用

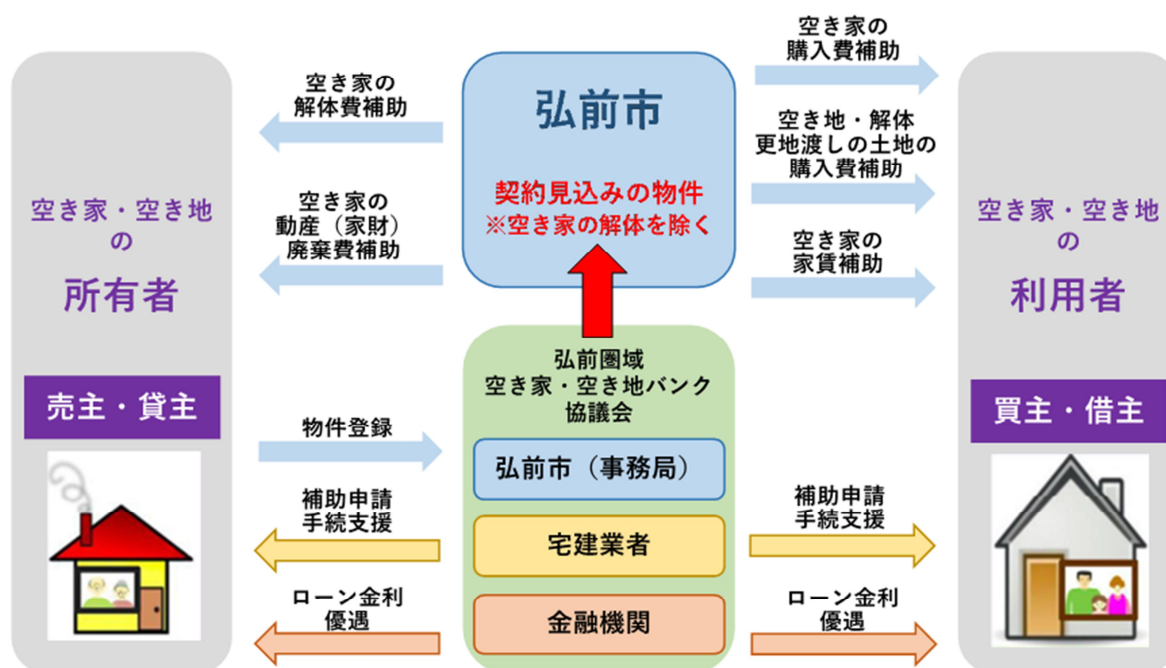
※租税公課（消費税、地方消費税等）、契約費用、登記費用、仲介手数料を除く。

6. 補助金額

補助対象者	補助対象経費	補助金額	備考
空き家を購入する人	空き家の購入費用	補助率 1/2 限度額 40 万円	1. 子育て世帯は、限度額に 10 万円を上乗せします。 2. 移住者は、限度額に 10 万円を上乗せします。 3. バンクに登録されてから 3 年以上経過した物件を購入する場合は、限度額に 10 万円を上乗せします。
空き地・解体更地渡しの土地を購入し、その土地に住宅を新築する人	空き地・解体更地渡しの土地の購入費用	補助率 1/2 限度額 20 万円	
空き家を賃借する移住者	1 年分相当の賃借料	補助率 1/2 限度額 10 万円	1. 子育て世帯には、限度額に 10 万円を上乗せします。 2. バンクに登録されてから 3 年以上経過した物件を賃借する場合は限度額に 10 万円を上乗せします。
空き家を解体する人	解体費用	補助率 1/2 限度額 20 万円	
動産を廃棄する人	動産（一般廃棄物） 廃棄費用	補助率 1/2 限度額 5 万円	

※子育て世帯とは、補助金の交付申請をする時点で 18 歳以下の子ども（年度末までに 19 歳になるものを除く）がいる世帯、または妊婦がいる世帯をいいます。

7. 弘前圏域空き家・空き地バンクと補助金のイメージ



※弘前圏域空き家・空き地バンクの詳細については、ホームページをご覧ください。

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/akiyabank-8/>

8. 補助金申請手続き

①	補助金の交付申請 申請者は、「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金交付申請書」(様式第1号)に必要な書類を添えて、弘前市役所建設部建築指導課に提出してください。
②	補助金の交付決定 申請書を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金交付決定通知書」(様式第6号)により、申請者に通知します。
③	申請内容の変更 申請の内容を変更しようとするときは、速やかに「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金事業変更承認申請書」(様式第4号)に必要な書類を添えて、弘前市建設部建築指導課に提出してください。
④	事業の中止・廃止 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書」(様式第5号)を弘前市建設部建築指導課に提出してください。
⑤	実績報告 補助事業が完了したときは、定められた期限までに、「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書」(様式第8号)に必要な書類を添えて、弘前市建設部建築指導課に提出してください。
⑥	補助金額の確定 完了実績報告書の審査及び現地調査により、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか確認し、適合と認めるときは、「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金交付額確定通知書」(様式第9号)により、申請者に通知します。
⑦	補助金の請求 「弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金請求書」(様式第10号)に必要な書類を添えて、弘前市建設部建築指導課に提出してください。
⑧	補助金の交付 補助金を指定された金融機関へ振込みます。

※詳しくは、弘前市ホームページに掲載されていますので、ご覧ください。
申請に必要な様式など、ダウンロードできます。
<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>



また、弘前圏域空き家・空き地バンクホームページに空き家・空き地の情報を公開しています。
<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/akiyabank-8/>



【お問い合わせ・申込み先】

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1-1

弘前市役所 建設部 建築指導課

TEL 0172-40-0522 FAX 0172-38-5866 (E-mail) kenchikushidou@city.hirosaki.lg.jp